

第1回太良町国民保護協議会 会議録

1 日時 平成18年8月21日(月) 10:00~10:50

2 場所 太良町役場 庁舎2階大会議室

3 出席者

【協議会会長】 百武 豊

【協議会委員】 19名 代理出席含む

川崎浩嗣(代理)、山田研二、北島秀行、池田清貴、木下慶猛、陣内碩泰、姉川隆利、毎原哲也、岩島正昭、永淵孝幸、高田由夫、土井秀文、新宮善一郎、秀島勝之、大岡清朗、竹島好道、今泉信生(代理)、恵崎敬一郎、増田公明(欠席)

【事務局】 3名

岡靖則(総務課長)、峰下徹(総務課防災係長)、山口(総務課防災係)

4 会議内容

(1) 開会

委嘱状交付及び委員紹介

事務局(岡)

本日は、公私ともご多忙のなか、太良町国民保護協議会にご参会を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、あらかじめ申し上げます。通常ですと、冒頭に、会長からごあいさつを申し上げた上で議事に入るところでございますが、本協議会は本日が初めての会議でございますので、本題に入ります前に、本日お集まりの委員の皆様への委嘱状の交付を 百武太良町長 から行います。

その後、本協議会の運営につきまして、ご審議を頂いた上で、あらためて本題にはいらさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、委嘱状の交付を行います。委嘱状の交付につきましては、国民保護法に規定されています選出区分に基づきまして委員名簿を作成しております。

おそれいりますが、その名簿順に、選出区分、所属機関名とお名前をお呼び致しますので、その場でご起立頂き、お受け取り下さい。

まず、「防衛庁長官が指定した自衛隊に属する者」としまして、陸上自衛隊久留米駐屯地第四特科連隊第二大隊長 増田 公明様、増田様につきましては、本日欠席でございます。続きまして「都道府県の職員」としまして、佐賀県統括本部消防防災課長 馬場 光彦様(本日は代理川崎 浩嗣様)、鹿島土木事務所長 山田 研二様、鹿島農林事務所長 北島 秀行様、鹿島警察署長 池田 清貴様、続きまして太良町助役 木下 慶猛様、続きまして「教育委員会の教育長及び消防長」としまして、太良町教育長 陣内 碩泰様、鹿島消防署長 姉川 隆利 様、続きまして「市町村の職員」としまして、町立太良病院事務長 毎原 哲也様、建設課長 岩島 正昭様、土地改良課長 永淵 孝幸様、農林水産課長 高田 由夫様、環境水道課長 土井 秀文

様、町民福祉課長 新宮 善一郎様、続きまして、「国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者」としまして、太良町消防団長 秀島 勝之様、佐賀みどり農業協同組合太良地区理事代表 大岡 清朗様、大浦漁業協同組合長 竹島 好道様、太良町森林組合長 村井 樹昭様(本日は代理 今泉 信生様)、太良町区長会長 恵崎 敬一郎様、以上で、太良町国民保護協議会委員の委嘱状交付と委員の紹介を終わらせて頂きます。なお、鹿島警察署様におかれましては、機関からご1名この会議にご同席をさせて頂いておりますので、ご了承下さい。

ここで、事務局の紹介をさせて頂きます。

まず、総務課防災係の山口でございます。『山口でございます、よろしく願致します』

防災係長の峰下でございます。『峰下でございます、よろしく願致します』

わたくし総務課長の岡でございます。どうぞ、よろしく願致します。

続きまして、協議会の運営につきまして、ご説明申し上げます。

協議会の運営について

事務局(岡)

恐縮ですが着席をさせて頂き、ご説明申し上げますので、どうぞよろしく願致します。

まず、配布資料の確認をさせて頂きます。まず、「第1回太良町国民保護協議会次第」がございます。続きまして、資料1から資料5までございます。ご確認できましたでしょうか。よろしいでしょうか。それではご説明させて頂きます。

まず、2ページ目以降の、「国民保護法(協議会関係規定抜粋)及び太良町国民保護協議会条例」をご覧頂きたいと思えます。まず、国民保護法の抜粋を記載してございます。法の第39条第2項に協議会の所掌事務が規定されておりまして、協議会は、町長の諮問に応じて国民保護措置に関する重要事項を審議することとし、国民の保護に関する重要事項に関し町長に意見を述べることとされております。

また、第40条には協議会の組織について規定されております。第2項は、会長は町長をもって充てること、第4項に委員の方の選任区分、第5項は法第38条第5項の規定を準用すると規定されておりまして、内容等につきましては委員の方の任期が2年であること等が記載されております。

続きまして、次の頁の国民協議会条例の方をご覧いただきたいと思えます。

太良町国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に各条の内容について、順次ご説明申し上げます。

1条には、「目的」等を掲げております。根拠法令について規定しております。第2条「委員」といたしましては、委員の定数を20人以内で組織すると規定しております。第3条「会長の職務代理」といたしましては、会長が指名することと規定しております。第4条は「会議」といたしましては、協議会の招集並びに議決について規定しております。第5条は「幹事」といたしましては、幹事を置くことと規定しております。第6条におきましては、「部会」といたしましては、国民の保護のための措置は多岐にわたっており、個別に検討することが必要となる場合も考えられることから、協議会に部会を置くことができる旨を規定しております。第7条については、

「補則」をいたしましております。最後に「附則」といたしましては、公布の日から施行する旨が規定されており、なお、施行日は、平成18年4月1日からということになっております。

続きまして、資料を1ページおめくり頂き、「太良町国民保護協議会運営要領」をご覧ください。

内容としましては、第1条が「目的」、第2条が「委員の代理出席」、委員が代理の場合は代理が出席できると。第3条が「幹事会」をおくと。第4条が「幹事会の所掌事務」、第5条が「会議の公開」ということになっております。この会議については、公開をできる旨、規定をしています。第6条が「会議の傍聴」、第7条については「会議録の作成」、第8条が「補足」といたしまして、施行期日を記載しております。

続きまして、もう1ページあけてもらって「傍聴要領」のところを広げてもらいたいと思っております。

先ほども申しましたとおり、会議が傍聴できると、公開が原則になりましたので、「傍聴要領等」を作成しております。これについては、傍聴ができる旨を規定1から3まで規定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議終了後には会議記録をホームページ等で公開をいたしたいと思っております。情報提供にあたりましては、個人の情報の提供及び内容については、事前にご本人様の了承を受けた上で掲示をしたいとおもっております。事務局におきましては、発言ごとに、所属機関名ではなく、発言をなされました委員のお名前と発言内容を記載する形で、会議記録を取りまとめることを考えております。

最後になりましたけれども、ご説明しましたとおり、本協議会の「会長の職務代理者」の指名と、会議の運用要領及び傍聴要領につきまして、ご審議を頂くようになります。会長に議長をお願いしまして、会長職務代理者の指名と各要領等につきまして、ご審議頂きたいと思っております。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

〔会長の職務代理の指名及び運営要領等についての審議〕

会長（百武太良町長）

太良町長の百武 でございます。それでは、早速でございますが、会長の職務代理につきまして指名したいと存じます。「太良町国民保護協議会条例」の規定において、「会長が指名する委員」となっておりますので、現在、太良町の助役であります木下委員を「会長の職務代理」者に指名致したいとおもいます。

続きまして、「太良町国民保護協議会運営要領」と「太良町国民保護協議会傍聴要領」につきましては、事務局から説明がありましたが、何かこれについてご意見等ございませんでしょうか。

（質疑・意見なし 承認）

会長

別段ご異議もないようでございますので、そのようにさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、進行を司会に返します。

事務局（岡）

それでは、ご報告申し上げます。本日の協議会の出席者数は過半数に達しております。よって太良町国民保護協議会条例第4条第2項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

それでは只今、ご審議を賜りました傍聴要領等にもありますけれども、本日については傍聴等には見えておりませんので、進めさせて頂きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

事務局（岡）

それでは会議次第に入りますけれども、今回については、式次第の方にありますけれども、太良町国民保護計画の作成についての諮問ということで、町長からこの協議会の方に諮問がされております。なお、計画については、いま作成中でありますので本日については、内容等についてはご説明できませんけれども、後日皆様のところにご送付を差し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、本協議会の会長であります、百武町長からごあいさつ申し上げます。

（２）会長あいさつ

会長（町長）

国民保護法第40条第2項の規定で「市町村国民保護協議会の会長は市町村長をもって充てる」ということになっておりまして、会長とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。町長の百武でございます。よろしくお願いいたします。

また、ただいま皆様には委嘱状を交付させて頂きました。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

協議会を立ち上げまして皆様に委嘱をさせて頂いたわけですが、まず、事務局からは協議会に先立ちまして、協議会の運営、傍聴の要領などの説明があったわけですし、会長としても会長の職務代理者を指名させて頂きました。

そもそも地方公共団体の役割でございますが、国及び地方公共団体はあらかじめ国民保護計画を作成することとされております。その場合、国が作成する「国民の保護に関する基本指針」に基づき都道府県が計画をなし、その都道府県計画を基に市町村が計画を作成するわけですし、市町村は平成18年度中に作成することとなっております。

また、本国民保護協議会でございますが、国民保護計画を作成するにあたって広く住民の意見を求めるとともに、関係する方々から意見を徴収する組織でございます。全ての都道府県並びに市町村に国民保護協議会が設置されることとなっているものでございます。国民保護計画の作成並びに変更にあつては、地方公共団体の長は、国民保護協議会に諮問しなければならないとされております。

我々地方自治体としましては、町民を守るため国の法に基づいて、ご説明をさせていただいたような協議会を設立、国民保護計画を作成し、いろいろな対応、役割を果たしていかなければ

なりません。

これから議題に入りまして、今、わたくしがお話した内容の説明があろうかと思えます。

第1回目でございますので、そういった国民保護計画に対するご理解を深めて頂き、太良町の国民保護計画の策定にご尽力頂きたくお願いを申し上げ会長としてのごあいさつと致します。よろしくお願ひ致します。

(3) 議題

会長

それでは、議事を進めさせていただきます。「太良町国民保護計画について」を議題と致します。事務局、説明を求めます。

事務局(峰下)

事務局から「国民保護計画」について、説明をさせていただきます。

申し訳ありませんが、着席をして、説明をさせていただきます。

資料の1ページから説明をいたします。

国民保護の仕組みということですけど、この前に、太良町国民保護計画の策定スケジュール(案)につきましては、このあと議題(2)で、次回以降の国民保護協議会において、太良町においてお示しをして、国民保護計画(原案)につきましては、今後ご審議を頂くこととなります。

本日は、資料を概略的に説明させて頂きながら、国民保護法及び国民保護計画の策定について、ご理解を深めて頂ければと考えておりますので、よろしくお願ひを致します。それでは、資料に基づきまして、解かりにくい点とかありますけど、読み上げになりますけど、説明を申し上げたいと思います。

まず、資料の1枚目の、佐賀県の資料を参考に説明をさせていただきます。

1ページ目になりますけど、小さい字で印刷が良くとれておりませんが、まず始めに資料1の仕組みについて説明ですけど、まず、「国民保護法」は、「武力攻撃事態対処法」の、基本的枠組みの下で整備されました、個別の法制のひとつでございます、平成16年の9月17日に施行されております。

国民保護法は、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最少となるよう、国、都道府県、市町村及び関係機関の役割分担やその具体的な措置等について定められております。

まず、武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組みでございます。左側1ページの左側になりますけど、国民の保護のための措置は、大きく赤でかいてあります「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」の3つから構成されております。

国、県、市町村と住民の方の協力を願ひするところであります。

右側の避難の仕組みとか、救援の仕組み、武力攻撃災害の対処、国民の協力、この4つの点につきましては、今後町にあって盛り込んでいきたいと思っております。

次に3ページの2番目の武力攻撃事態の想定といたしましては、まず左側から、着上陸侵攻、

2番目の弾道ミサイル攻撃、3番目の航空攻撃、4番目のゲリラや特殊部隊による攻撃の4類型に整理されているところであります。

3番目の緊急処理事態の想定といたしまして、まず1番目に危険物を有する施設への攻撃、2番目に大規模集客施設への攻撃。これは、駅とか空港あたりのお客さんが入るところであります。3番目に大量殺傷物質による攻撃、4番目に交通機関を破壊手段とした攻撃、の4つの類型に整理されているところであります。

4ページ目の、「国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画等」の全体像であります。武力攻撃事態等におきましては、国、県、市町村及び指定行政機関、指定公共機関、それが国民保護措置を行うこととされておりありますが、いざというときに円滑に措置が行えるよう、それぞれがあらかじめ計画等を作成することとされておりあります。

まず、国は国民の保護に関する基本指針を策定することとされておりあります。この国民の保護に関する基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で、中核をなすものであります。指定行政機関、都道府県、市町村、そして指定公共機関は、この基本指針に基づいて、計画を作成することとされておりあります。なお、市町村の囲みに向かって都道府県から矢印が下りておりありますが、市町村の計画は、都道府県の計画に基づいて計画をすることとされているものであります。

「国民の保護のためのしくみ」につきましては、この資料で説明をさせていただきましたけど、県の資料で説明をさせていただきました。

続きまして、資料の2です。同じことを何回も繰り返しますが、資料2の「国民の保護に関する基本指針」の概要につきましては、説明させていただきます。

第1章の、「国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針」から、説明をいたします。具体的には、国民保護措置の実施に当たりましては、「基本的人権の尊重」、「正確な情報を適時適切に国民に提供」、「指定公共機関等の自主性を尊重」といった留意事項が示されておりあります。

続きまして、第2章では「武力攻撃事態等の想定に関する事項」が定められております。武力攻撃事態の想定といたしましては先ほど仕組みの中にも説明をいたしましたけど、「着上陸侵攻」、「ゲリラや特殊部隊による攻撃」、「弾道ミサイル攻撃」、「航空攻撃」の4類型に整理されているところであります。この類型に応じまして、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、国民保護措置の実施にあたっての留意事項が整理されているところであります。

続きまして、次のページを説明します。第3章には「実施体制の確立」が定められております。都道府県においては担当職員による当直など、24時間即応可能な体制の確保に努めることとされておりあります。また、市町村におきましても、当直等の強化に努めることとされておりあります。

続きまして、第4章では「国民の保護のための措置に関する事項」が定められておりますが、この第4章では、住民の避難、避難住民等の救援及び武力攻撃災害への対処に関し、その方法、役割分担の運用事項が具体的に定められております。まず、住民の避難の流れでありありますが、(1)の「警報の発令」をご覧くださいと思います。

まず、武力攻撃事態等において、国の対策本部長が警報を発令いたします。

次に、2番目の「警報の通知及び伝達」であります。国の対策本部長が住民の避難が必要と判断した場合には、都道府県知事に対しまして避難措置を指示いたします。市町村では県知事の通知に基づき、警報の伝達を行うものであります。

3番目の「避難に当たって配慮すべき事項」をご覧くださいと思います。避難措置を受けました都道府県知事は市町村を経由して、住民に対して直ちに避難を指示することとされております。

5番目の「避難住民の誘導」でございますが、市町村長は、避難住民を誘導するとされております。基本指針においては、地域の特性に応じた避難方法が定められます。

続きまして、第4章の第2節の「避難住民等の救援に関する措置」でございます。国の対策本部長から指示を受け、都道府県知事は避難住民等に対して収容施設の供与や食品の給与等の救援を実施することとされております。また、食品、飲料水、寝具等につきましては、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めることとされております。NBC攻撃による災害の場合の医療につきましては、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、必要な医療活動について、都道府県の協力を得ながら、適切に実施するとされております。

次の4ページ目。3節ですけど、「武力攻撃災害への対処に関する措置」でございます。これは、国及び地方公共団体が、それぞれの役割分担に応じて、武力攻撃災害の発生・拡大の防止に必要な措置を、実施することとされており、住民の危険防止のため、緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施するとされております。

続きまして、第5章の、「緊急対処事態への対処」についてであります。

ここでは、武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても、国民保護措置に準じた措置を実施することとされております。

また、第1節の「緊急対処事態」の想定として、4つの事態が記載されております。これも仕組みの中で、説明をいたしましたけど、原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破、ターミナル駅や列車の爆破、炭疽菌やサリンの大量散布、航空機による自爆テロであります。基本指針については、説明を終わらせて頂きます。

続きまして、資料の3につきましては、「太良町国民保護計画」の構成につきまして、ご説明をいたします。

なお、計画は、「市町村国民保護モデル計画」を基本とし、計画全般の考え方につきまして、ご説明させていただきます。

まず、市町村国民保護計画は、都道府県国民保護モデル計画と連動するものでありまして、計画の位置付け等については、都道府県国民保護計画と同様とするとされております。また、市町村が、国民保護措置を講じるにあたり、実務上必要な事項の記載に配慮するものとされております。まず、「計画の位置付け」としましては、地方自治法上の「技術的助言」として位置づけるとともに、市町村の自主性に配慮することはもとより、市町村が所在する都道府県の自主性に

も配慮したものであります。

次に「記述すべき内容」としましては、まず1番目に法令及び基本指針との関係上、市町村が構じる必要がある措置は網羅するが、可能な限り、簡潔でわかりやすいものとなるように配慮する。2番目に必要的記載事項と任意的記載事項が区別できるように配慮する。

3番目に県のモデル計画における「市町村計画の基準」事項との整合が図られるように配慮をするようにいたしたいと思っております。

次に、「計画全体の構成」といたしましては、総論、平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処、復旧等、緊急対処事態への対処、の5の柱で構成をしていきたいと思っております。これは、県の計画と同様になっております。

次に、「配慮すべき事項」としましては、一般的事項としまして、

太良町の立場に立った表現とすることし、町が実施主体となるものや他の機関との関与の在り方について、太良の観点から記載することとされております。としまして、太良町においては、警報や避難指示の伝達、避難住民の誘導が特に重要である点を踏まえ、これらの措置の実際に当たり、留意すべき点を特に記載することとされています。例えば避難実施要領を作成するに際し、平素から用意すべき基礎資料、避難実施要領の例など、可能な限り具体的例を盛り込むようにしたいと思っております。としましては、関係機関の連絡先、手続き等について一覧性のあるものにする事となっております。

個別事項としましては、太良町の体制等としては、24時間即応可能な体制の在り方(当直や消防機関との連携等)、事態認定前の対応の在り方、対策本部の在り方、そして通信の確保でございます。それと消防団の活性化、自主防災組織、ボランティア団体への支援等について配慮することとされています。また、「警報の伝達」、「避難誘導、避難実施要領」、「地域特性」、「地域防災計画との関係の整理」等についても配慮することといたします。

先ほど課長から、最初説明がありましたけど、今計画を作成をしておりますので、太良町の計画案につきましては、後日送付をいたしますので、先ほどの説明等で、照らし合せていただいて、ご意見等を次回のときにお聞きしたいと思っております。

資料の4の「佐賀県国民保護計画」につきましては、資料4に「佐賀県国民保護計画の概要」として添付をしております。

内容については後で県の方も来ていただいておりますので、この計画については説明を略させていただきます。

以上で、資料1から4まで説明をさせていただきました。以上でございます。

会長

ただ今の説明につきまして、皆様から、ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いいたします。

(質疑・意見なし)

会長

一つ僕から説明を求めたいと思うのは、着上陸侵攻とは聞き慣れない言葉ですけどわかりますか。

川崎委員

日本の領土に上陸してくること。

会長

パラシュート部隊とかなんとかじゃなくて。

川崎委員

それも当然含まれます。着上陸侵攻というのは、武力攻撃とか航空攻撃とかというものと連動した形で行なわれるものだと思います。パラシュート部隊がどっかの地点に上陸してくるか、落下してくるかというのもひとつの着上陸侵攻であると思います。

岩島委員

資料の2の3ページ、NBC攻撃の説明をお願いします。

川崎委員

NBCとは略で、Nが核、Bが兵器、Cが化学を用いた攻撃ということの総称で、NBC攻撃というものです。

会長

(質問・異議なし)

ご質問がないようでしたら、次の「国民保護法に係る太良町のスケジュール(案)」について、説明をお願いします。

事務局(峰下)

それでは、資料の5、「国民保護法に係る太良町のスケジュール(案)」をご覧ください。

今後の太良町国民保護協議会の日程については、平成18年10月中に第2回を開催し、「太良町国民保護計画・原案」について、ご審議頂き、平成18年12月下旬に「太良町国民保護計画・案」について、ご審議頂いて、県知事協議を経て、平成19年2月に「太良町国民保護計画」の決定を図る予定でございます。

なお、「太良町国民保護計画・原案及び案」につきましては、事務局にて作成させて頂き各協議会前に、各委員の皆様にお届け致しますので、お忙しいところ恐縮ですが、ご審査をお願い申し上げます。

また、町民の皆様には、平成18年中にホームページ等で情報提供を行います。

今後につきましては、町民の意見集約を図り、「太良町国民保護計画」作成に反映してまいります。町議会につきましては、平成19年の3月第1回定例会において、報告してまいります。以上で「国民保護法に係る太良町のスケジュール(案)」につきまして、ご説明を終わらせて頂きます。

会長

事務局からの説明は以上でございます。ただ今の説明につきまして、皆様から、ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いいたします。本日初回でありますので、何なりと疑問な点などをぜひとも皆さんから出していただければと思いますのでよろしく願いをいたします。

山田委員

基本的なことがわかってないんですけども、今、委嘱された期間が20年の8月となっているんですけども、このスケジュールでは19年の3月までのスケジュールが書いてあるんです。これ以降はなにかあるのでしょうか。

事務局(岡)

内容等について、県に協議をしなければいけないとかそういう重大な案件が出てきた場合については会議を開催しなければいけないということになっています。委員の委嘱期間についても法律の中で2年間となっておりますので、2年間ということでもらせてもらいたいとおもっております。

山田委員

問題がなければ19年3月で終わることもあるということですか。

川崎委員

協議会そのものは、今後、永続的に続いていくんですけど、実際的にはこういった会議を毎年、19年度以降もやっていかれるかというのはわかりません。

会長

スケジュールについてはよろしいですか。(承認)

それでは、本日の会議で用意いたしました議題等は以上でございますけれども、本日こうして初めて関係機関の皆様が一堂に会する折角の機会でございますので、

国民保護全般について、今日の資料だけではなく、何でも結構でございます。

何かご意見、ご提案、ご質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

川崎委員

国民保護計画の策定の中で太良町さんとして留意すべき事項を説明されましたが、もう一度簡潔に説明をお願いします、

会長

太良町について留意すべき点ということを問われています。

事務局(峰下)

一般的事項と個別的事項ということで、個別的事項でいいですか。

市町村の24時間即応可能な体制のあり方と事態認定前の対応のあり方、対策本部のあり方、そして通信の確保、消防団活性化、自主防災組織、ボランティア団体への支援等に配慮するということを挙げております。

会長

それでは、ご意見等はないようでございますので、これを持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。

なお、会議録の署名は秀島委員と恵崎委員さんにお願致します。

本日の会議の運営につきましては、皆様から大変ご協力いただきましたことを心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。それでは、進行を司会に返します。

(4) 閉会

事務局 (岡)

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の太良町国民保護協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。